



令和6年度 都立学校施設開放事業について

令和6年度都立学校施設開放事業として、テニスコートの開放を実施します。
利用を希望される団体は、下記の手続きが必要になります。

1 都立学校施設開放事業について

年間教育計画や行事予定、部活動等に支障がない限り、地域住民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するため、また開かれた学校づくりのために都立学校の施設を開放しています。

2 開放内容

原則指定した日曜日の午前(9時～13時)と午後(13時～17時)にテニスコート3面を開放しています。
開放日程は大会日程等と調整中のため、4月中旬実施の抽選会日にご提示します。
(令和4年度は5月、6月、7月、8月、10月、1月、2月及び3月に計19日開放しました。)

3 申請から利用まで

(1)団体登録手続き

団体登録申請受付 → 運営委員会審査 → 施設利用団体登録証の発行
(令和6年3月5日～3月19日まで) (随時 10団体を超えた場合は抽選)

(2)施設使用許可手続き

抽選会の案内発送 → 抽選会にて使用日時の調整・決定 → 使用承諾書の発行
(4月26日(金) 18時で計画中)

(3)施設利用開始

「都立大泉桜高校テニスコート使用規定」に基づき利用してください。

4 団体登録の要件

- (1)主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- (2)指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- (3)アマチュア活動を目的としている団体
- (4)営利を目的としない団体
- (5)団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- (6)その他運営委員会が定める条件を満たす団体であること

5 利用条件(令和5年度)

- (1)年間利用団体数上限は10団体まで。(10団体以上の登録申請があった場合は運営委員会で抽選する)
- (2)利用団体は使用責任者3名を選出し、その内必ず1名が利用時に立ち会う。
使用責任者のうち1名を管理指導員とすること。
- (3)使用責任者は利用の前後に打ち合わせを行う。
- (4)年1～2回のテニスコート整備講習会(8月 予定日程未定)に参加(1団体2名)すること。
- (5)テニスコートの鍵は利用日前に経営企画室窓口で受領し、利用後同窓口に返却する。(当番制)
経営企画室窓口は平日8時30分時から17時までの受付です。(土日祝休み)
- (6)1団体1台まで車での来校可能。(専用の「駐車許可証」が必要です。)

6 手続きについて

(1)登録団体申請受付

ア 受付期間 令和6年3月5日(火)から3月19日(火)

電子申請・郵送または 窓口8時30分から17時まで ※土日祝除く

イ 提出書類 「都立学校施設使用団体登録申請書」「登録団体構成表」及び「管理指導員承諾書」
申請書類は経営企画室窓口でも配布しています。

ウ 提出方法 経営企画室窓口へ直接持参(団体登録継続申請の場合は郵送可能 消印有効)
*初めて登録団体申請する方には来校時に開放施設のご説明をいたします。

【問い合わせ】 東京都立大泉桜高等学校 経営企画室 施設開放担当 電話 03-3978-1180